

科目名	親族・相続法	科目責任者	三宅 利昌
課題と試験担当教員	五味 由典		
履修方法	F スクーリング学習・テキスト学習どちらでも可		
ナンバリング	CLAWP424		

■ 科目概要

親族・相続法は民法の第4編親族と第5編相続を合わせた講義科目です。これらはまとめて「家族法」と呼ばれることがあります（以下、「家族法」と表記します）。社会の最も基本である家族に関わる事項について民法はどのように規定しているのか、条文を紐解きながら現代社会の家族関係で発生している問題について考えます。メディア授業では主に意思の重要性と相続法の基本を学んでもらいます。面接授業は基本内容を確認しつつ、最新の判例、社会事象に触れながら、親子の問題を模索していきます。自主学習では主に基本的な事項を学習することになります。以上の学習を通じて、家族法に貫かれている考え方や哲学、思想、国家と私人との関わり方などについても考えていって欲しいと思います。

■ 到達目標

家族法の基本を正確に学ぶとともに、家族に関わる現在の問題にどのような解決策を見出せるか、という点まで到達して欲しいと思います。

■ 科目の計画・内容

学習範囲 該当する章など	学習内容
序章2節、3節、5節	家族法総論(1)として、①家族法とは何か、②家族法の法源、③家族法の特徴について学習します。
序章6節、7節	家族法概論(2)として、①家族法特有の法手続き、②身分行為と氏の変動・戸籍との関係について学習します。
1編 2章1節、2節	婚姻の成立要件として重要な婚姻意思について学習します。2節のうちで(1)と(2)を中心に学びます。
2編 1章1節、2節、 2章1節、2節、 4章2節	相続法の概説です。相続の意義と相続の開始原因、相続人、法定相続分についての概略を理解してください。
2編 6章1節、3節	遺言の総論として特に遺言の法的性質と遺言意思について学習します。
1編 3章1節 2節(1)～ (6)	親子関係の発生①～実子を中心に～ 親子関係はどのように発生するのか。法の考え方を掘り下げます。772条を分析したうえで、親子関係を否定する手段についても考察していきます。
1編 3章2節(7)～	親子関係の発生②～現実と法の乖離～ DNA鑑定は親子関係を形成できるか、生殖補助医療技術に法はどう向き合っていくのか、772条が制定当時に想定していなかった問題を考察します。代理母については最高裁平成19年3月23日決定に言及します。
1編 3章3節 特別養子	親子関係の発生③～法定親子関係～ 養子制度の現状と課題について考察すると共に、新たに思考される養育付託制度の在り方について考えます。
1編 4章3節 親権喪失	法的保護制度～保護役として～ 親の虐待から子の利益を守る手段として、親権の喪失をはじめ、いかなる手段を講じることができるか。親の義務と社会・家族の義務についてを考察します。

学習範囲 該当する章など	学習内容
1 編 2 章 4 節 2 離婚による婚姻の解消	別離①～生別～ 婚姻解消の一形態である離婚について学習します。この回では離婚制度を概観するとともに、最高裁昭和62年9月2日判決の意義を考察します。
1 編 2 章 4 節 3 婚姻解消の効果	別離②～生別～ 婚姻解消の効果について、主に子に対する義務（親権）の問題を考察していきます。財産上の効果については19回目の自主学習で学びます。
1 編 2 章 5 節 4 内縁の解消	相続①（別離～死別～） 内縁関係の解消のうちで、子に関連する事項を取り上げます。13回への橋渡しとして最高裁平成25年9月4日決定を考えます。
2 編 4 章 1 節 相続財産	相続②法定相続と遺言～自由意思の限界～ 相続財産の中で特別な考え方を必要とする借家権や無権代理などについて考察します。
2 編 6 章 4 節	相続③法定相続と遺言 遺言の一般的効果を学びながら遺贈について考えます。
序章 4 節	家族法特有な問題を、家族のプライバシー保護、子の利益と監護の継続性という視点を中心に学習しましょう。メディア授業第1回、第2回で触れられなかった部分を学びましょう。
1 編 2 章 2 節 婚姻障碍	婚姻の阻止要件とはどのようなものか、またどのような理由で規定されたのか、を学習しましょう。婚姻意思に関しては第3回のメディア授業で学習してください。
1 編 2 章 3 節	婚姻関係の発生による財産上の効果を学習しましょう。夫婦財産契約、法定財産制及びこれらを内縁の効果に類推することができるか、考えましょう。
1 編 2 章 4 節 婚姻解消の効果	面接授業では学習できなかった婚姻解消における財産上の効果を学習しましょう。
1 編 3 章 3 節 普通養子	養子制度の沿革と普通養子について学習しましょう。特別養子との比較も試みてください。（未成熟子に対する保護制度としての養子制度の問題点については面接授業で展開します。）
1 編 4 章 1 節、2 節	親権とは何か、身上監護権と財産管理権の基本について学習しましょう。（親権の喪失については面接授業で展開します。）
1 編 5 章	後見制度について、その種類、開始原因、保護機関、保護機関の義務等を学習しましょう。
1 編 6 章	扶養の義務者、内容、効果について、国家の役割について学習しましょう。
2 編 2 章 3 節、4 節 相続人	相続法概論として、相続人の欠格事由、相続人廃除について学習しましょう。（相続の概要についてはメディア授業第4回。）
2 編 3 章	相続の承認と放棄について学習しましょう。どのような状態が法定単純承認なのか、放棄をするとどのような効果が生じるか、について考えましょう。
2 編 4 章 3 節、4 節	遺産の分割方法等について学習しましょう。最終的に分割が完了するまでの法的状態はどのようなものであるかを把握しましょう。
2 編 4 章 5 節	相続回復請求権について学習しましょう。この権利の大部分は学説・判例によって構築されています。判例・通説の考え方を基本に理解しましょう。
2 編 6 章 2 節	遺言の種類を学習しましょう。普通遺言の三形態については長所と短所をまとめてみましょう。
2 編 7 章 1 節、2 節	遺留分とは何か、遺留分権利者は誰か、法定相続分との違いに着目しながら学習しましょう。
2 編 7 章 3 節	遺留分減殺請求について学習しましょう。

■ ディスカッション・ペアワーク

ディスカッション・ペアワークは行いません。

■ DVDに関する内容理解の確認方法

面接授業1回目に小テストがあります。

■ 学習方法・評価

種別	評価基準
試験	面接授業での試験は、①基本事項の理解度を問う短答式問題、②自らが現代社会における家族法の問題点を見つけ出しその解決を考える論述問題が出題され両者の総合評価します。論述問題には正解はありません。受講者自らがどのように当該問題を解決に導こうとするのか、その過程を重視して評価します。テキスト学習の試験は基本事項を正確に理解しているかを問うものを出题します。
レポート	基本事項を理解したうえで、当該課題の中にある問題点を見つけ出し、考察してください。あくまでも考察をするということが重要です。条文は最新のものを使うようにしましょう。

■ 評価方法

○試験（スクーリング試験および科目試験）：70%

○レポート：30%

■ 教科書

書名：親族・相続法

著者名：須藤悦安

出版社名：創大通信教育部

出版年：平13.3

版：初版

刷：

ISBN：978-4-86302-059-7

■ 参考書

基本書として、比較的よく使われ入手が容易なものをあげました。

『民法 親族・相続（第3版）』（有斐閣アルマ）松川正毅、有斐閣。

『民法7 親族・相続（第3版）』（有斐閣アルマ）高橋朋子他、有斐閣。

『家族法 第3版』（法律学叢書）大村敦志、有斐閣。

『民法IV（補訂版）』内田貴、東京大学出版会。

六法は平成27年度版以降のものが望ましい。

■ 履修上のアドバイス

家族に関わる様々な問題、例えば児童虐待、成年後見、いわゆる長男の嫁の相続権など、関心を持ちながら家族法の在り方を学習すると生きた学問となるでしょう。

■ 自習時間

○スクーリング学習の場合：スクーリング前のDVD学習（5回分）で10時間程度、また、面接授業後の復習に10時間程度、さらにレポート作成に向けた学習に25時間程度、レポート学習に5時間程度の学習時間が必要です。面接授業で詳細に触れられなかった一部の内容については、受講後速やかに学習することが望ましいです。

○テキスト学習の場合：レポートの作成、科目試験のために40時間程度の学習時間が必要です。また、科目試験の準備としては、10時間程度の学習時間が必要です。

■ 担当者のプロフィール

東京都生まれの埼玉育ち。

創価大学出身。

